

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です

入院基本料に関する事項

2階病棟 地域包括ケア病棟入院料 1 を算定しています

入院患者 13 人に対して 1 人以上の看護職員を配置しております。また、入院患者 25 人に対して 1 人以上の看護補助者を配置しており、1 日に 14 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しております。

- ・8 時 45 分から 17 時 15 分までの看護職員 1 人あたりの受け持ち患者数は、8 人以内です。
- ・16 時 45 分から翌朝 8 時 45 分までの看護職員 1 人あたりの受け持ち患者数は、20 人以内です

3階病棟 療養病棟入院基本料 1 を算定しています。

入院患者 20 人に対して 1 人以上の看護職員を配置しております。また、入院患者 20 人に対して 1 人以上の看護補助者を配置しており、1 日に 6 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しております。

- ・8 時 45 分から 17 時 15 分までの看護職員 1 人あたりの受け持ち患者数は、20 人以内です。
- ・16 時 45 分から翌朝 8 時 45 分までの看護職員 1 人あたりの受け持ち患者数は、20 人以内です

入院中の食事（給食）について

当院は、厚生労働大臣の定める入院時食事療養（Ⅰ）に関する基準の適合病院であり、関東信越厚生局に届出を行い食事の質向上に努めております。

入院患者の皆様にご提供のお食事は、その病状に応じて医師及び管理栄養士が管理にあたり、配膳については適時（朝食 8:00・昼食 12:00・夕食 18:00）に行い、また適温での提供を行っております。

食事療養費・生活療養費について

入院時食事療養費

被保険者の方が入院したときは、診療や薬にかかる費用（療養の給付）に係る一部負担金とは別に、入院中の食事療養に係る費用のうち、1食あたり下記の標準負担額をお支払いいただきます。

<入院時食事療養費の標準負担額>

区分		負担額（1食あたり）
一般（住民税課税世帯） ※1		510円
70歳未満で住民税非課税 70歳以上で低所得2	90日以内 ※2	240円
	90日超 ※2	190円
70歳以上で低所得1		110円

※1 指定難病患者、小児慢性特定疾病患者は300円となります。

※2 過去1年間の入院期間

入院時生活療養費

療養病床に入院する65歳以上の被保険者の方には、生活療養（食事・居住費）にかかる費用のうち、下記の標準負担額をお支払いいただきます。

<入院時生活療養費の標準負担額>

区分	負担額					
	医療の必要性が低い方 (医療区分1)		医療の必要性が高い方 (医療区分2・3)		指定難病患者	
	食費 (1食)	居住費 (1日)	食費 (1食)	居住費 (1日)	食費 (1食)	居住費 (1日)
一般 (住民税課税世帯)	510円	370円	510円	370円	300円	0円
70歳未満で住民税非課税 90日以内 ※5	240円		240円		240円	
70歳以上で低所得2 90日超 ※5			190円		190円	
70歳以上で低所得1	140円		110円	0円	110円	
境界層該当 ※4	110円	0円				

※4 境界層該当：65歳以上の医療療養病床に入院する患者のうち、食費及び居住費について1食110円、1日0円に減額されたとすれば生活保護を必要としない状態になる方

※5 過去1年間の入院期間

明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても明細書を無料で発行しております。
なお、明細書には使用した薬剤や検査項目等が記載されるものです。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

患者相談窓口について

当院では、医療安全相談をお受けしています。

患者さんやご家族から、主治医や関係者に直接話しにくい治療上のご質問、ご相談、ご意見を伺い、不安なく治療をうけられるようお手伝いをしています。

相談窓口：1 階受付窓口でお声かけください
受付時間：平日（月～金）9時から17 時
相談場所：3 階談話室

相談内容については秘密を厳守しております。

相談されたことにより不利益を受けることはありません。

相談の費用は必要ありません。

(地方厚生(支)局長への届出事項に関する事項)

機能強化加算

当院は、「かかりつけ医」として次の取り組みを行っています。

他の医療機関及び処方されている医薬品の把握、健康診断の結果等の健康管理に係る相談、保健・福祉サービスに関する相談及び夜間・休日の問い合わせへの対応及び必要に応じた専門医又は専門医療機関への紹介を行っております。

医療情報取得加算

当院は、質の高い診療を実施するため、オンライン資格確認や電子処方箋のデータ等から取得する情報を活用して診療を行っております。

医療DX推進体制整備加算

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しており、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。オンライン資格確認によって得た情報(受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報)を医師が診察室等で確認できる体制を整備し、診療に活用しております。

また、電子処方箋を発行できる体制も有しております。

在宅医療DX情報活用加算

当院は、居宅同意取得型のオンライン資格確認等、システムにより取得した診療情報などを活用して、計画的な医学管理の下に訪問診療を実施しております。

また、マイナ保険証を促進するなど、医療DXを通じて医療を提供できるように取り組んでおります。

電子処方箋の発行及び電子カルテ共有サービスなどの医療DXにかかる取り組みを実施しております。

後発医薬品使用体制加算

当院は、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(一般的な名称により処方箋を発行すること※)を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

協力対象施設入所者入院加算

介護保険施設等連携往診加算

当院は、介護保険施設等に協力医療機関として定められており、当該介護保険施設等と平時から連携体制を構築しております。協力医療機関として定められている介護保険施設等の名称は以下の通りです。

- ・[特別養護老人ホーム 癒しの里亀有](#)
- ・[特別養護老人ホーム 癒しの里西亀有](#)
- ・[特別養護老人ホーム 癒しの里青戸](#)

一般名処方加算

当院は、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

医療法人財団謙仁会 亀有病院